

川越市環境教育等行動計画

平成31年3月
川越市

はじめに



私たちを取り巻く環境問題は、人口の増加や経済活動の進展等に伴い、地球規模で多様化・複雑化しています。

本市が平成 28 年 3 月に策定した「第三次川越市環境基本計画」では、地球温暖化などの地球環境をはじめ、廃棄物、大気などの生活環境、緑や生態系などの自然環境、さらには歴史・文化などの快適環境までを対象としています。

先人から継承してきた本市の良好な環境を守り、将来の世代へ引き継いでいくためには、市民一人ひとり、また、事業者、民間団体、市といったそれぞれの主体が、自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践していくことが必要です。また、そのためには、これらの各主体が、日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、そして行動・参加するための力を身に付けることが重要です。

計画を着実に推進し、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会における環境教育・環境学習の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

これからも、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

川越市長 川合善明

目 次

第1章 基本的事項	01
1 計画策定の背景	01
2 計画の目的	02
3 計画の期間	02
4 計画の位置付け	03
5 計画の推進体制	03
6 施策の体系	04
第2章 現状と課題	06
1 第三次川越市環境基本計画の状況	06
2 小中学校へのアンケート調査結果の概要	07
3 事業所へのアンケート調査結果の概要	08
4 今後の課題	09
第3章 施策の展開	10
1 基本方針	10
(1) 環境保全の意欲の増進	
(2) 環境教育・環境学習の推進	
(3) 協働による取組の推進	
2 施策及び具体的取組	11
(1) 情報の提供	
(2) 地域等幅広い場における環境教育・環境学習の推進	
(3) 学校等における環境教育の推進	
(4) 人材の育成・活用	
(5) 協働による取組の推進	
3 指標	13
資料編	15

※本文中、「^[用語]」を付した用語については、巻末の資料編に解説を掲載しています。

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

本市は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林^[用語]など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的・文化的遺産を継承し、今日まで発展を続けてきました。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っています。

平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」といいます。）は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる「持続可能な社会」を構築していくためには、環境保全に関する情報の提供等を通じた環境保全の意欲の増進、家庭や学校等、あらゆる場において行われる環境教育及び環境学習が重要であり、さらには、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であるとしています。

環境教育の重要性は、国際的にも認識されており、西暦2002年（平成14年）のヨハネスブルグ・サミットにおける日本の提案をきっかけに、2005年（平成17年）からの10年が「国連持続可能な開発のための教育の10年」と定められるなど、持続可能な開発のための教育^[用語]（Education for Sustainable Development。以下、「ESD」といいます。）に関する取組が進められています。

本市では、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を施行するとともに、平成19年3月には「第二次川越市環境基本計画」を策定しています。平成28年3月には「第三次川越市環境基本計画」（以下、「第三次環境基本計画」といいます。）を策定し、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

市民、事業者、民間団体及び市の各主体が自主的、かつ協働による環境保全活動を実践していくためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進していくことの必要性が高まっています。

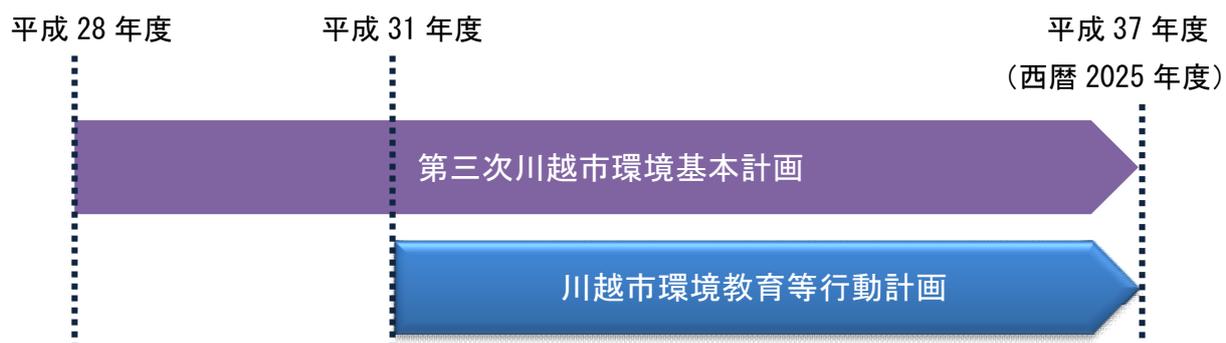
2 計画の目的

本計画は、環境教育等促進法、国の定める基本方針及び第三次環境基本計画との整合を図りながら、良好な環境の保全・創造のための取組を促進していくため、環境保全の意欲の増進、環境教育・環境学習の促進及び各主体の協働による取組の推進を目的とします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 31 年度を始期とし、第三次環境基本計画との整合を図るため、平成 37（西暦 2025）年度までとします。



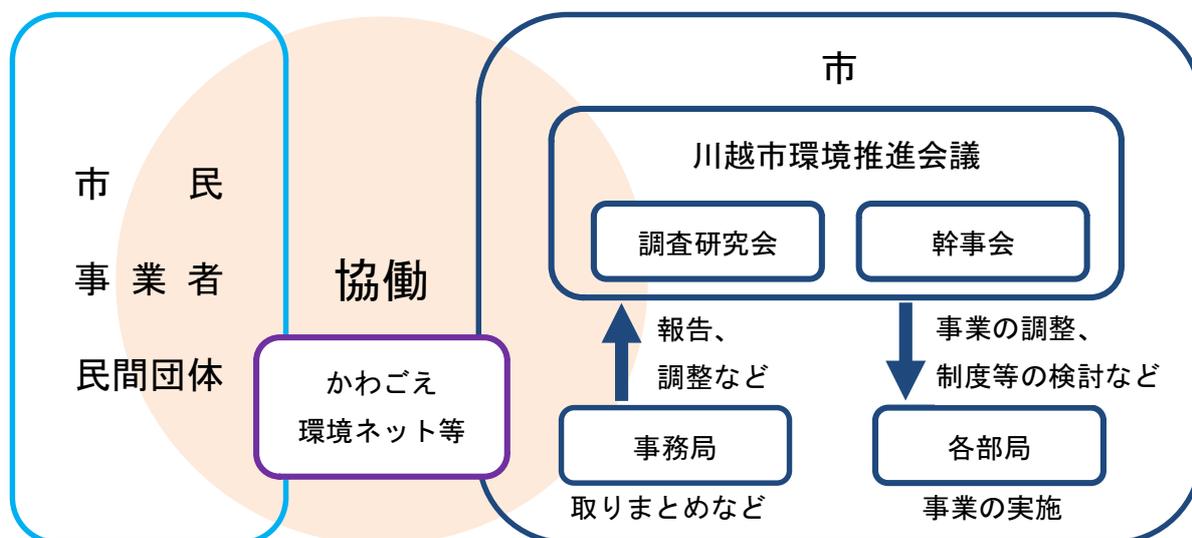
4 計画の位置付け

本計画は、本市の環境行政に関するマスタープランである第三次環境基本計画の下、環境教育等に関する施策を推進していくためのアクションプランとしての性質を持ちます。また、環境教育等促進法第8条に規定される、市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画として位置付けます。



5 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の自主的かつ協働による環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育・環境学習を推進していくため、教育委員会部局との協力・連携等、市の組織における横断的な推進体制により施策・事業を実施するとともに、かわごえ環境ネット^[用語]との協働事業の推進など、市民、事業者、民間団体との協働による取組を推進します。



6 施策の体系

本計画では、3つの基本方針のもと、5つの施策、10の具体的取組を展開します。以下に施策の体系を示します。

基本方針、施策及び具体的取組は、それぞれ相互に関連しており、計画の目的を達成するためには、施策間の連携を図ることが必要です。

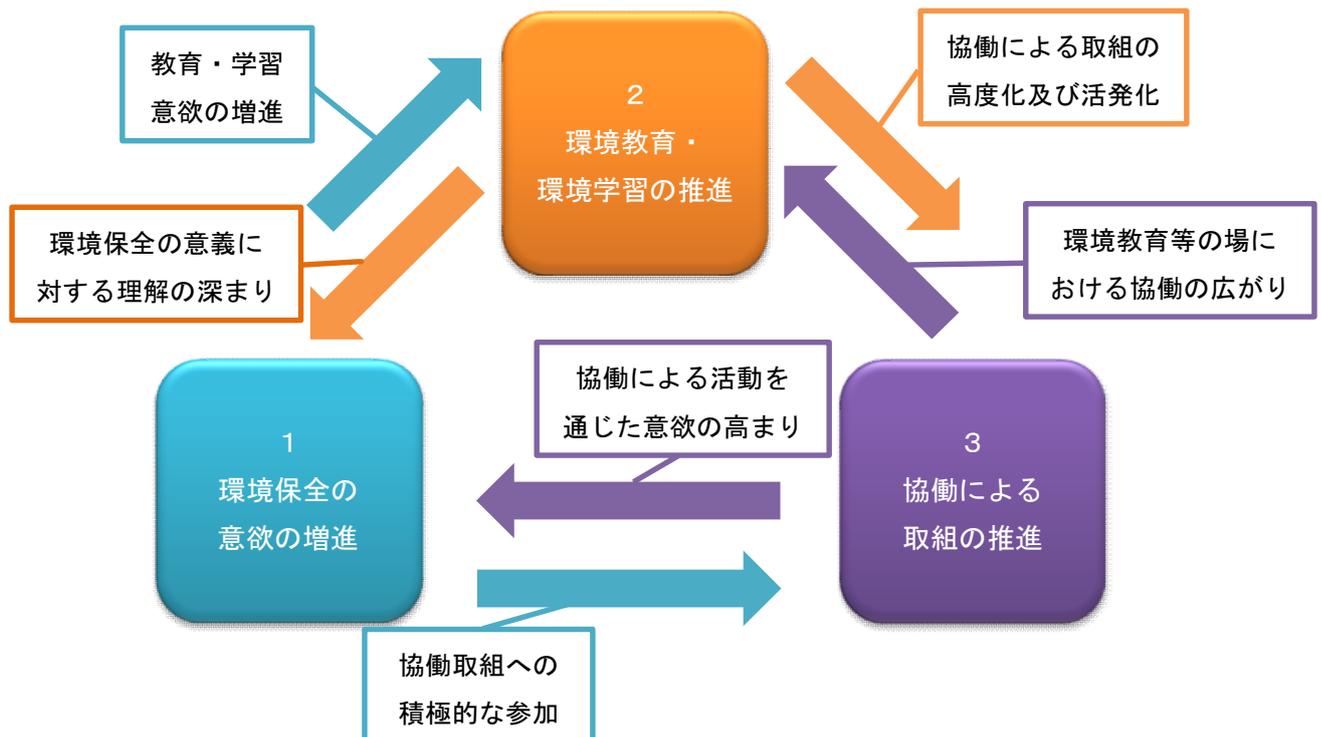


【基本方針と施策の関連性マトリクス】

関連性が特に強いもの：◎ 関連性が強いもの：○

	【基本方針1】 環境保全の 意欲の増進	【基本方針2】 環境教育・ 環境学習の推進	【基本方針3】 協働による 取組の推進
【施策1】 情報の提供	◎		○
【施策2】 地域等幅広い場における 環境教育・環境学習の推進	○	◎	
【施策3】 学校等における 環境教育の推進	○	◎	
【施策4】 人材の育成・活用		○	◎
【施策5】 協働による取組の推進	○		◎

【施策間の連携のイメージ】



第2章 現状と課題

1 第三次川越市環境基本計画の状況

平成28年3月に策定した第三次環境基本計画では、11の重点施策のうちの一つとして「環境教育・環境学習の推進」を掲げています。

同施策については、11の具体的取組を記載するとともに、4つの環境指標^[用語]を設定しています。

第三次川越市環境基本計画の重点施策（中施策） 「11-1 環境教育・環境学習の推進」における 具体的取組及び環境指標

【具体的取組】

- 1) 市民参加による身近な環境調査
- 2) かわごえエコツアーの実施
- 3) 環境学習の機会の充実
- 4) 市民向け講座における環境学習講座の開催
- 5) 市民、事業者への啓発
- 6) 環境学習施設の充実
- 7) 幼児期からの環境教育の促進
- 8) こどもエコクラブ^[用語]の推進
- 9) 学校等への情報・資料の提供
- 10) 先生向け研修会の開催
- 11) 情報の共有化

【環境指標】（中施策11-1関係）

環境指標	H26 現状値	H29 現状値	H32 目標値	H37 目標値
環境学習講座への参加者数（延べ人／年）	2,141	1,940	—	—
環境学習講座の開催数（件／年）	25	23	—	—
環境月間ポスターコンクール応募数（件／年）	362	389	800	1,000
環境教育・環境学習に関する事業数（事業／年）	53	152	60	70

2 小中学校へのアンケート調査結果の概要

計画の策定に当たり、市内の市立小中学校を対象に、環境教育に関するアンケート調査を実施しました。以下にその概要を示します。

(1) アンケート調査の対象、方法等

調 査 対 象	市内の市立小中学校
依 頼 校 数	小学校 32 校、中学校 22 校
調 査 期 間	平成 30 年 9 月 3 日～10 月 5 日
調 査 方 法	メールによる照会及び回答
回 収 数、回 収 率	52 校（小学校 31 校、中学校 21 校）、94.5%

(2) アンケート調査結果の概要

環境教育の重要度については、53.8%が「とても重要」、46.2%が「やや重要」を選択しており、回答を得られた全ての学校が環境教育を重要と考えていることが分かります。

取り組んでいる環境教育の内容については、「ごみの減量、リサイクル等」が 92.3%と最も多く、次いで「エネルギー、地球温暖化対策等」が 71.2%、「自然との共生、緑の創出・保全等」が 63.5%となっています。

環境学習を行った学年については、1 学年から 3 学年までで実施している学校が多く、1 学年が 80.8%、2 学年が 78.8%、3 学年が 82.7%と、それぞれ約 8 割の学校で行われています。一方、4 学年から 6 学年までの実施状況については、4 学年が 51.9%、5 学年が 46.2%、6 学年が 44.2%となっています。

環境教育の方法については、「教科書」が 69.2%と最も多く、次いで「校内での自然観察等」が 55.8%、「校外での自然観察等」が 53.8%となっています。

今後、取り組みたい環境教育の内容については、「ごみの減量、リサイクル等」が 92.3%と最も多く、次いで「エネルギー、地球温暖化対策等」が 73.1%、「自然との共生、緑の創出・保全等」が 69.2%となっています。これら上位 3 つは、先に紹介した「学校で取り組んでいる環境教育の内容」の設問での回答と概ね同じ割合となっており、現在、取り組んでいる内容については引き続き取り組んでいきたいと考えている学校の多いことがうかがえます。なお、この設問では、上位 3 つの他にも「ごみゼロ運動、地域環境の保全等」が 59.6%、「大気・水環境の保全、化学物質等」が 50.0%と、「学校で取り組んでいる環境教育の内容」の

設問での回答より多くなっており、今後、環境教育の内容を拡充していきたいと考えている学校も多いことがわかります。

環境教育を進める上で課題になっていることについては、「専門知識を持つ人材の不足」が76.9%と最も多く、次いで「教材・プログラム等の準備」が67.3%、「人員の不足」が38.5%となっています。

環境教育を進める上で必要と思うことについては、「教材・プログラムの提供または情報提供」が78.8%と最も多く、次いで「外部講師の派遣または情報提供」が61.5%、「他校の事例に関する情報提供」が40.4%という結果でした。

3 事業所へのアンケート調査結果の概要

計画の策定に当たり、市内の事業所を対象に、環境教育に関するアンケート調査を実施しました。以下にその概要を示します。

(1) アンケート調査の対象、方法等

調 査 対 象	市内の事業所（無作為抽出）
依 頼 者 数	200 事業所
調 査 期 間	平成 30 年 8 月 22 日～9 月 27 日
調 査 方 法	往復はがきによる照会及び回答
回収数（回収率）	94 事業所（47.0%）

(2) アンケート調査結果の概要

今回、回答のあった94事業所の業種は、「農林業」が0%、「建設業」が10.6%、「製造業」が47.9%、「サービス業」が41.5%、「その他」が0%でした。

導入している環境マネジメントシステムについては、「ISO^[用語]」が36.2%、「エコアクション21^[用語]」が3.2%、「その他」が7.4%となっており、全体の5割近くの事業所で、何かしらの環境マネジメントシステムを導入しているという結果となりました。

環境教育に対する考え方については、「とても重要」が52.1%と最も多く、次いで「やや重要」が36.2%でした。全体の9割近い事業所で、環境教育を重要と考えていることがわかります。

取り組んでいる環境教育の内容については、「ごみ減量、リサイクル」が81.9%

と最も多く、次いで「省エネルギー、地球温暖化対策」が58.5%、「大気・水環境の保全、化学物質など」が35.1%という結果でした。

環境教育の方法については、「冊子等」が43.6%と最も多く、次いで「講演・講義」が35.1%、「映像」が9.6%、「施設見学等」が8.5%、「自然観察等」が3.2%、「その他」が9.6%となっています。

事業所における環境教育の課題については、「専門知識の不足」が69.1%と最も多く、次いで「人手不足」が58.5%、「教材等の不足」が31.9%という結果でした。

4 今後の課題

第三次環境基本計画では、市民、事業者、民間団体及び市の各主体が自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践するためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要であり、そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進するものとしています。

なお、第三次環境基本計画の策定にあたり、その前の計画である「第二次川越市環境基本計画」の評価を行っています。「第二次川越市環境基本計画」の施策のうち、一部に遅れが生じているものとして、環境教育・環境学習の推進に関する施策においては、環境教育の実践、こどもエコクラブの推進等の取組が挙げられており、引き続き課題となっています。

国の動向に目を向けると、平成24年6月に閣議決定された、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の中で、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育・環境学習が必要であるとされています。

また、この基本方針の内容を変更して平成30年6月に閣議決定された新たな基本方針においては、環境教育等の取組においても、これまで以上にESDや「持続可能な開発目標^[用語]（SDGs）」との関連を踏まえたものにしていく必要があるとされています。

本計画は、豊かな自然環境や、地域を特色づける歴史的文化的遺産など、本市の良好な環境を保全し、次の世代に引き継いでいくために、第三次環境基本計画の下、社会情勢の変化や市民意識の変化等への対応を図り、本市の実情に応じた取組を推進していきます。

第3章 施策の展開

1 基本方針

本計画の施策を推進していくにあたっての基本的な考え方を示すものとして、次の3つの基本方針を定めます。

■基本方針1 環境保全の意欲の増進

環境の保全に関する情報の提供、環境の保全に関する体験の機会の提供等を推進することにより、環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を増進します。

■基本方針2 環境教育・環境学習の推進

家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全に関する理解を深めるための環境教育・環境学習を推進します。

■基本方針3 協働による取組の推進

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育及びその他の環境の保全に関する取組について、市民、事業者、民間団体及び市が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、対等の立場において相互に協力して行う協働の取組を推進します。

2 施策及び具体的取組

基本方針に沿って、計画を推進していくための施策及び具体的取組を定めます。本計画の施策及び具体的取組は、第三次環境基本計画に沿った内容とします。

(1) 情報の提供

(具体的取組1) 市民、事業者への啓発

環境基本計画 11-1-5)

- ・出前講座やイベント、つばさ館^[用語]の活用等により、市民、事業者への啓発を推進します。

(具体的取組2) 情報の共有化

環境基本計画 11-1-11)

- ・各種メディアを活用し、誰にでも分かりやすい環境に関する情報の積極的な提供に努めます。
- ・市民アンケート等を通じて、環境に関する市民の意見等の把握に努めます。

(2) 地域等幅広い場における環境教育・環境学習の推進

(具体的取組3) 環境学習の機会の充実

環境基本計画 11-1-3)

- ・星空観察会、自然観察会等を実施し、体験型環境学習の機会を充実させます。
- ・講演会、フォーラム等、各主体が環境学習を推進するための機会を支援します。

(具体的取組4) 環境学習施設の充実

環境基本計画 11-1-6)

- ・環境について学習し、理解し、活動する市民の交流の場となる環境学習施設の充実に努めます。

(3) 学校等における環境教育の推進

(具体的取組5) 学校等への情報・資料の提供

環境基本計画 11-1-9)

- ・環境学習に役立つ冊子等の作成と配布に努めます。
- ・環境関連ソフトや環境に関する教育資料等の貸し出しを行います。

(具体的取組6) 先生向け研修会の開催

環境基本計画 11-1-10)

- ・小中学校の先生を対象とした環境教育研修会を実施し、学校における環境教育を支援します。

(4) 人材の育成・活用

(具体的取組 7) 環境アドバイザー制度等の活用

環境基本計画 11-2-6)

- ・県の環境アドバイザー制度^[用語]等を広く周知し、活用を推奨します。

(具体的取組 8) 環境活動を支える人材の活用

環境基本計画 11-2-7)

- ・専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、次世代の育成に取り組めます。

(5) 協働による取組の推進

(具体的取組 9) 協働・ネットワークの充実

環境基本計画 11-2-1)

- ・市民、事業者、民間団体等との協働により、地域の特性を生かした環境保全活動を推進します。また、協働による事業を展開していくための情報交換、相互交流等、各主体の環境保全活動を支援するとともに、ネットワーク化を推進します。

(具体的取組 10) かわごえ環境ネットとのパートナーシップ

環境基本計画 11-2-2)

- ・かわごえ環境ネットとのパートナーシップ^[用語]の強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。

3 指標

施策の達成状況を評価し、計画の適切な進行管理及び実効性の確保に資するため、指標を設定します。なお、指標の設定に当たっては、本計画の上位計画である第三次環境基本計画で設定している指標のうちから、環境教育・環境学習の推進に関するものを本計画の指標として使用します。

本計画で設定する指標は次のとおりです。

指 標	H26 現状値	H29 現状値	H32 目標値	H37 目標値
エコチャレンジスクール ^[用語] 認定率（％）	100	100	100	100
つばさ館来館者数（人／年）	49,261	52,555	53,000	55,000
生物多様性 ^[用語] 講座数（回／年）	1	4	3	5
環境学習講座への参加者数（延べ人／年）	2,141	1,940	—	—
環境学習講座の開催数（件／年）	25	23	—	—
環境月間ポスターコンクール応募数（件／年）	362	389	800	1,000
環境教育・環境学習に関する事業数（事業／年）	53	152	60	70
クリーン川越市民運動参加人数（人／年）	102,838	85,855	—	—
かわごえ環境ネット主催等の事業数（事業／年）	51	61	55 以上	60 以上

資料編

- 1 策定の経過
- 2 用語解説

1 策定の経過

- 平成23年 6月 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」
（環境教育等促進法）改正
- 平成28年 3月 「第三次川越市環境基本計画」策定

（仮称）「川越市環境教育等行動計画」策定の検討を開始

「第四次川越市総合計画実施計画」への記載
- 平成30年 8月 川越市環境推進会議（報告）

事業所向けアンケート調査の実施
- 9月 小中学校向けアンケート調査の実施
- 平成31年 3月 川越市環境推進会議（報告）

2 用語解説

【アルファベット】

ISO

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の略称。同機構が定める国際標準として、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO 14001 などがある。

【ア行】

エコアクション21

ISO 14001 をベースとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム。

エコチャレンジスクール

ISO 14001 を模した学校教育プログラム。環境保全の身近な行動について目標を立て、実践と検証を行う。

【カ行】

かわごえ環境ネット

本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、事業者、民間団体及び市の4者によるパートナーシップ組織。

環境アドバイザー制度

環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。

環境指標

環境の状況、環境に対する市などの取組の状況を表すものさし。

こどもエコクラブ

子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭、学校、地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。

【サ行】

持続可能な開発のための教育

一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。ESD (Education for Sustainable Development)。

持続可能な開発目標

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるもので、2030年を期限とする17の目標（ゴール）を設定している。SDGs (Sustainable Development Goals)。

生物多様性

全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

雑木林

樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキ等を中心として、人々の生活とともに成立してきた樹林。

【タ行】

つばさ館

循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。

【ハ行】

パートナーシップ

様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。



川越市シンボルマーク

◇発行 平成31年3月
◇編集 川越市環境政策課
〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
TEL : 049-224-5866 (直通)
FAX : 049-225-9800
E-mail : kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp